第三十九期決算公告

貸借対照表

（平成二十八年十一月三十日現在）

単位・円

資産の部	
流動資産	二、七五四、九四六、一一二
固定資産	一、二六六、二八一、二一三
有形固定資産	七九〇、八四三、六九三
無形固定資産	七、〇二九、一八〇
投資その他の資産	四六八、四〇八、三四〇
合計	四、〇二一、二二七、三二五
負債及び純資産の部	
流動負債	一六七、四五六、九五五
固定負債	三四一、四一六、〇〇〇
株主資本	三、四八七、七九四、〇一八
資本金	七五〇、〇〇〇、〇〇〇
利益剰余金	二、七三七、七九四、〇一八
利益準備金	一八七、五〇〇、〇〇〇
その他利益剰余金	二、五五〇、二九四、〇一八
評価・換算差額等	四、〇二一、二二七、三二五
合計	二四、五六〇、三五二

損益計算書

（自　平成二十七年十二月一日　至　平成二十八年十一月三十日）

単位・円

売上高	二、四七七、〇一三、二七七
売上原価	一、一一七、二六九、七二二
売上総利益	一、三五九、七四三、五五五
販売費及び一般管理費	一、三五八、三七六、三六六
営業利益	一、三六七、一八九
営業外収益	三七、一六五、〇七八
営業外費用	八、七九八、九三二
経常利益	二九、七三三、三三五
税引前当期純利益	二九、七三三、三三五
法人税、住民税及び事業税	一三、〇〇〇、〇〇〇
法人税等調整額	五、〇八六、三二七
当期純利益	一一、六四七、〇〇八

平成二十九年一月二十日

東京都中央区日本橋小網町一八番四号

アラ商事株式会社

代表取締役　荒川　正博

配当公告

徳島県美馬市脇町大字脇町八〇二番地の一

破産者　株式会社アイリス

右の者に対する徳島地方裁判所美馬支部平成二十七年（フ）第三九号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金六〇七、三一三、〇四三円

一、配当することのできる金額

金五九、七一六、六二七円

平成二十九年二月九日

徳島市新蔵町一丁目八二番地ダイアパレス新蔵二〇七

破産管財人　弁護士　森　晋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区北十三条西一丁目二番地、最後の住所札幌市北区北十三条西一丁目一番二八号

被相続人　亡　早坂　孝明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月九日

事務所札幌市中央区南十八条西十丁目一番二一号西山ビル二階やまはな綜合登記事務所　相続財産管理人司法書士　西山　義裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鹿嶋市大字中二〇五八番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　方波見英次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月九日

事務所茨城県神栖市神栖一丁目四番一〇号セントラルパレスビル一〇三号

相続財産管理人　弁護士　安重　洋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県草加市松原四丁目一番、最後の住所埼玉県草加市松原四丁目一番一号

被相続人　亡　滝島　葉子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月九日

埼玉県越谷市弥生町一―四越谷弥生ビル七階　相続財産管理人　弁護士　岡本　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊豆の国市原木八二〇番地一二、最後の住所静岡県伊豆の国市原木八二〇番地の一二

被相続人　亡　皆川　勇二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月九日

事務所静岡県沼津市白銀町一一番地の二白銀町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長橋　良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市一身田町六九六番地、最後の住所三重県津市一身田町五六七番地

被相続人　亡　山野たみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月九日

三重県津市羽所町七〇〇番地アスト津八階ふりはた綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　直井　剛

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係者は、平成二十九年五月十二日までにお申し出ください。

平成二十九年二月九日

東京都墨田区東駒形四丁目二二番四号

株式会社トイカード

代表取締役社長　弓野　淳一

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
株式会社日本トイズ興業 大阪府大阪市北区豊崎五―七―八萩原ビル二階二〇四号室	普通株式　二百株	E〇〇〇八
アルプス商事株式会社 東京都台東区柳橋二―一六―二二	普通株式　百株	E〇〇四三
株式会社西屋アプローズ 静岡県駿東郡清水町卸団地一四六	普通株式　百株	E〇〇一〇
株式会社ジェイピー九州 佐賀県佐賀市兵庫町渕一三二六―一	普通株式　二百株	E〇〇二三
株式会社アクレイムジャパン 東京都渋谷区渋谷二―一〇―九　二一〇野村ビル六階	普通株式　六十株	E〇〇二二
株式会社一晃 東京都江戸川区小松川三―四―一エクセルビル五階	普通株式　二十株	E〇〇〇二八
マテルジャパンリミテッド 東京都台東区駒形一―三―一四駒形TCビル九階	普通株式　二百株	D〇〇〇五
株式会社今泉 東京都江東区木場二―一五―一二MAビル七階	普通株式　百株	C〇〇五七
		C〇〇八四
		C〇〇八五
		F〇〇七八
		E〇〇五八

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市湊町五七番地、最後の住所長崎県佐世保市須田尾町四〇〇番地

被相続人　亡　小山　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月九日

長崎県佐世保市川下町四六〇番地二

相続財産管理人　辻　晃代

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十八年十二月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十九年二月九日

東京都台東区浅草橋四丁目一六番四号

新昭和鋼管株式会社

確定給付企業年金清算人　中出　龍治